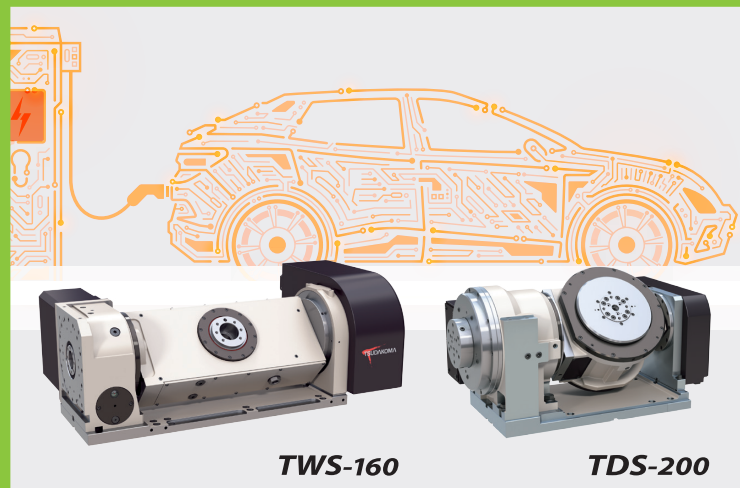


第113回 定時株主総会招集ご通知

令和6年2月27日午前10時 開催



株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役6名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	12
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告書	37

※本総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

津田駒工業株式会社

証券コード：6217

証券コード 6217
令和6年2月9日
(電子提供措置の開始日 令和6年2月5日)

株 主 各 位

石川県金沢市野町5丁目18番18号
津田駒工業株式会社
代表取締役会長 高納伸宏
兼社長

第113回定時株主総会招集ご通知

謹啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

このたびの能登半島地震により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当社第113回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第113回定時株主総会招集ご通知」及び「第113回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.tsudakoma.co.jp/stockholder/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

下記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード（6217）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、令和6年2月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。また、議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 日 時 令和6年2月27日(火曜日) 午前10時(受付開始午前9時)
2. 場 所 石川県金沢市野町5丁目18番18号
津田駒工業株式会社 本社 6階 大会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第113期(令和4年12月1日から令和5年11月30日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第113期(令和4年12月1日から令和5年11月30日まで) 計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

(1)連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の連結注記表

(2)株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

[取締役候補者]

## 1 たか の のぶ ひろ 高納 伸 宏 (昭和29年2月14日生)

再任

### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|          |                                            |         |                                      |
|----------|--------------------------------------------|---------|--------------------------------------|
| 昭和51年4月  | 丸紅株式会社入社                                   | 平成26年2月 | コンポジット事業担当                           |
| 平成3年7月   | TEKMAR S.P.A社長                             | 平成27年2月 | 代表取締役社長                              |
| 平成5年11月  | MARUBENI TEKMATEx<br>(THAILAND) CO.,LTD.社長 | 平成28年2月 | 工作機械関連事業担当                           |
| 平成13年6月  | 丸紅テクマテックス株式会社<br>取締役                       | 平成29年2月 | コンポジット機械部門統括<br>工作機械関連事業統括           |
| 平成18年6月  | 同社 代表取締役社長                                 | 平成30年7月 | 法務・コンプライアンス室担当                       |
| 平成24年10月 | 同社 特別顧問                                    | 令和2年7月  | TSUDAKOMA Europe s.r.l.<br>代表取締役（現在） |
| 平成25年2月  | 同社 退任<br>当社取締役<br>新規事業担当                   | 令和4年2月  | 代表取締役会長CEO                           |
|          |                                            | 令和5年4月  | 代表取締役会長兼社長（現在）<br>法務・コンプライアンス室担当（現在） |

### ■ 所有する当社株式の数 7,400株

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、企業経営者として豊富な経験と見識を有し、また、繊維機械・繊維業界にも精通しております。当社においては、取締役としてコンポジット機械事業の製品開発と販路開拓に貢献し、社長就任後は経営改革を進めました。令和5年4月からは代表取締役会長兼社長として、当企業グループ全体の経営方針、戦略の決定等、経営全般を担っており、今後も当企業グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

### ■ 候補者に関する特記事項

同氏は、TSUDAKOMA Europe s.r.l.の代表取締役であり、当社は同社に対し、繊維機械等の製品、部品の販売、アフターサービスを委託しております。

## 2 きた の こう じ 北野浩司 (昭和35年12月28日生)

再任

### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|          |                             |          |                                                                    |
|----------|-----------------------------|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 昭和61年 4月 | 当社入社                        | 平成29年 2月 | 製造部門統括                                                             |
| 平成24年 2月 | 製造部製造第1部長                   |          | 品質保証部門統括                                                           |
| 平成26年 2月 | 執行役員<br>製造部長                | 平成31年 2月 | 品質保証部門担当<br>品質保証部長                                                 |
| 平成28年 2月 | 取締役（現在）<br>製造部門担当<br>品質保証部長 | 令和 4年 2月 | 工作機械関連事業統括<br>鑄造部門統括<br>航空機部品推進室長                                  |
|          |                             | 令和 5年 2月 | 管理部門統括（現在）<br>総務部長（現在）<br>輸出管理室長（現在）<br>ふぁみーゆツダコマ株式会社<br>代表取締役（現在） |

■ 所有する当社株式の数 8,200株

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、製造分野において豊富な経験と見識を有し、国際市場で通用する製品の製造を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当企業グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

### ■ 候補者に関する特記事項

同氏は、ふぁみーゆツダコマ株式会社の代表取締役であり、当社は同社に対し、庶務・軽作業を委託しております。

### 3 寺田 武志 (昭和40年9月23日生)

再任

#### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|         |                       |        |                        |
|---------|-----------------------|--------|------------------------|
| 平成2年4月  | 当社入社                  | 令和3年2月 | 津田駒機械設備（上海）有限公司董事長（現在） |
| 平成28年2月 | 繊維機械販売部長              |        |                        |
| 平成30年2月 | 執行役員                  |        | 津田駒機械製造（常熟）有限公司董事長（現在） |
| 平成31年2月 | 取締役（現在）               |        |                        |
|         | 繊維機械事業統括（現在）          |        |                        |
|         | TSUDAKOMA SERVICE     |        |                        |
|         | INDIA PRIVATE LIMITED |        |                        |
|         | 代表取締役（現在）             |        |                        |

■ 所有する当社株式の数 4,000株

#### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、販売分野において豊富な経験と見識を有し、市場のグローバル展開を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当企業グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

#### ■ 候補者に関する特記事項

同氏は、以下の会社の代表等であり、当社と各社の関係は以下のとおりであります。

- 1) TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITEDの代表取締役であり、当社は同社に対し、当社製品のアフターサービスを委託しております。
- 2) 津田駒機械設備（上海）有限公司の董事長であり、当社は同社に対し、当社製品のアフターサービス及び部品販売を委託しております。
- 3) 津田駒機械製造（常熟）有限公司の董事長であり、当社は同社に対し、繊維機械部品を販売しております。

## 4 おお かわ さと し 大河哲史 (昭和40年11月9日生)

再任

### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|         |             |        |                                               |
|---------|-------------|--------|-----------------------------------------------|
| 昭和63年4月 | 当社入社        | 令和3年2月 | 執行役員                                          |
| 平成29年2月 | 工機販売部長 (現在) | 令和4年2月 | ツダコマテクノサポート株式会社 代表取締役 (現在)                    |
|         |             | 令和5年2月 | 取締役 (現在)<br>工作機械関連事業統括 (現在)<br>航空機部品推進室長 (現在) |

■ 所有する当社株式の数 1,800株

### ■ 取締役候補者とした理由

同氏は、販売分野において豊富な経験と見識を有し、工作機械業界の市場動向を捉えるとともに、新製品の市場投入や市場の拡大など工作機械関連事業を牽引してまいりました。今後も同氏の有する豊富な経験と専門知識を活かして当企業グループの成長に貢献することを期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

### ■ 候補者に関する特記事項

同氏は、ツダコマテクノサポート株式会社の代表取締役であり、当社は同社に対し、当社製品のアフターサービスを委託しております。

## 5 まつ ばら かず ひろ 松原和弘

(昭和28年11月15日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|         |                                   |         |                                           |
|---------|-----------------------------------|---------|-------------------------------------------|
| 昭和51年4月 | 中部電力株式会社入社                        | 平成25年6月 | 同社代表取締役 副社長執行役員 法務部、総務部、経理部、資材部、情報システム部統括 |
| 平成19年7月 | 同社常務執行役員 経理部長                     |         |                                           |
| 平成21年6月 | 同社取締役 専務執行役員 経理部、資材部統括            |         |                                           |
| 平成22年6月 | 同社代表取締役 副社長執行役員 経理部、資材部統括         | 平成28年4月 | 同社取締役                                     |
| 平成23年6月 | 同社代表取締役 副社長執行役員 法務部、総務部、経理部、資材部統括 | 平成28年6月 | 同社常勤監査役                                   |
|         |                                   | 令和2年6月  | 東海東京証券株式会社取締役 (現在)                        |

### ■ 所有する当社株式の数 0株

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は電力会社の業務全般に深い知見を有し、中部電力株式会社の代表取締役として豊富な企業経営の経験も有しております。令和2年6月には東海東京証券株式会社の取締役にも就任しております。これらの豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営の監督および当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた意思決定に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者いたしました。

### ■ 独立性に関する事項

同氏が社外取締役に選任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

### ■ 責任限定契約

同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額といたします。

### ■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



かわ むら はじめ  
**6 河村 肇**

(昭和33年11月11日生)

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

|          |                       |          |                                   |
|----------|-----------------------|----------|-----------------------------------|
| 昭和56年 4月 | 丸紅株式会社 入社             | 平成30年 4月 | 同社 常務執行役員米州統括、北中米支配人、丸紅米国会社社長・CEO |
| 平成24年 4月 | 同社 執行役員プラント・産業機械部門長代行 |          |                                   |
| 平成25年 4月 | 同社 執行役員プラント・産業機械部門長   | 平成31年 4月 | 同社 専務執行役員<br>社会産業・金融グループCEO       |
| 平成26年 4月 | 同社 執行役員プラント部門長        | 令和 2年 6月 | みずほリース株式会社 社外取締役 (現在)             |
| 平成28年 4月 | 同社 常務執行役員プラント本部長      | 令和 5年 4月 | 丸紅株式会社 特別顧問 (現在)                  |

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は総合商社の業務全般に深い知見を有し、丸紅株式会社の社会産業・金融グループCEOなど同社のトップマネジメントとして企業経営の経験も豊富です。令和2年6月にはみずほリース株式会社の社外取締役に就任しております。これらの豊富な経験と幅広い見識に基づいた経営の監督および当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた意思決定に貢献いただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏が社外取締役に選任された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

■ 責任限定契約

同氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額といたします。

■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

---

(注) 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査体制の一層の強化を図るため監査役1名を増員することとし、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

[監査役候補者]

わか もり たつ お  
**若 森 達 雄** (昭和39年2月1日生)

**新 任**

### ■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位

|         |                |         |                    |
|---------|----------------|---------|--------------------|
| 平成元年4月  | 当社入社           | 平成30年7月 | 法務・コンプライアンス室長 (現在) |
| 平成29年6月 | 経営企画室長 (現在)    | 令和5年2月  | 執行役員 (現在)          |
|         | 知財・情報管理部長 (現在) |         |                    |

### ■ 所有する当社株式の数

0株

### ■ 監査役候補者とした理由

同氏は、当社入社以来、繊維機械販売部に長く携わり、その後経営企画室長、知財・情報管理部長、法務・コンプライアンス室長、執行役員を歴任し、当社における豊富な業務経験を有しておりますことから、今後もその経験を活かして、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただけることを期待し、監査役として選任をお願いするものです。

### ■ 候補者に関する特記事項

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

### 取締役候補者及び監査役（候補者を含む）の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役候補者の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名               | 取締役候補者が有している専門性と経験（主要5項目までを記載しております） |             |          |                |               |               |            |      |
|-----------|------------------|--------------------------------------|-------------|----------|----------------|---------------|---------------|------------|------|
|           |                  | 企業経営                                 | 海外事業<br>国際性 | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプライアンス | 営業<br>マーケティング | IT・技術<br>研究開発 | 製造<br>品質管理 | 他社事業 |
| 1         | たかのぶひろ<br>高納伸宏   | ●                                    | ●           |          | ●              | ●             |               |            | ●    |
| 2         | きたのこうじ<br>北野浩司   | ●                                    | ●           | ●        |                |               |               | ●          |      |
| 3         | てらだたけし<br>寺田武志   | ●                                    | ●           |          |                | ●             |               | ●          |      |
| 4         | おおかわさとし<br>大河哲史  | ●                                    | ●           |          |                | ●             | ●             |            |      |
| 5         | まつばらかずひろ<br>松原和弘 | ●                                    |             | ●        | ●              |               | ●             |            | ●    |
| 6         | かわむらはじめ<br>河村肇   | ●                                    | ●           |          | ●              | ●             |               |            | ●    |

監査役（候補者を含む）の主要な専門性と経験は、次のとおりであります。

| 地位     | 氏名              | 監査役が有している専門性と経験（主要5項目までを記載しております） |             |          |                |               |               |            |      |
|--------|-----------------|-----------------------------------|-------------|----------|----------------|---------------|---------------|------------|------|
|        |                 | 企業経営                              | 海外事業<br>国際性 | 財務<br>会計 | 法務<br>コンプライアンス | 営業<br>マーケティング | IT・技術<br>研究開発 | 製造<br>品質管理 | 他社事業 |
| 常勤監査役  | はせひろし<br>長谷博史   |                                   |             |          | ●              |               |               | ●          |      |
| 監査役候補者 | わかもりたつお<br>若森達雄 |                                   | ●           |          | ●              | ●             | ●             |            |      |
| 社外監査役  | しげやすすむ<br>澁谷すすむ | ●                                 | ●           | ●        |                | ●             |               |            | ●    |
| 社外監査役  | かじまさたか<br>梶政隆   | ●                                 | ●           | ●        |                | ●             |               |            | ●    |

以上

# 事業報告

(令和4年12月1日から令和5年11月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小に伴い、設備投資や個人消費の回復等によって好転し、景気は緩やかな回復が見られました。一方で、欧米や中国を中心とした海外の景気減退、原油価格の高止まり等に伴う燃料や原材料価格の高騰、及び地政学リスクの高まりにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

こうした中、当企業グループは、2021年度から2023年度をターゲットにした「中期経営計画2023」に基づき、引き続き受注・売上の拡大に向けて取り組みました。また、燃料や原材料価格の高騰に対応するため、販売価格の改善、原価低減活動に注力しました。

この結果、全体で受注高は41,036百万円（前期比9.6%増加）となり、売上高は、繊維機械事業が前期と比べ大幅に増加したことで、39,278百万円（前期比25.9%増加）となりました。損益面では、第3四半期連結会計期間より、繊維機械事業で価格転嫁、操業度の向上、原価低減の効果が表れ、収益面は大幅に改善され、下期において黒字転換を果たすことができました。その結果、営業損失は1,216百万円（前期 営業損失2,497百万円）、経常損失は1,295百万円（前期 経常損失2,583百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は1,246百万円（前期 親会社株主に帰属する当期純損失2,567百万円）となりました。

このような状況から、期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

事業別の状況は下記のとおりです。

### <繊維機械事業>

**受注高 35,622百万円**

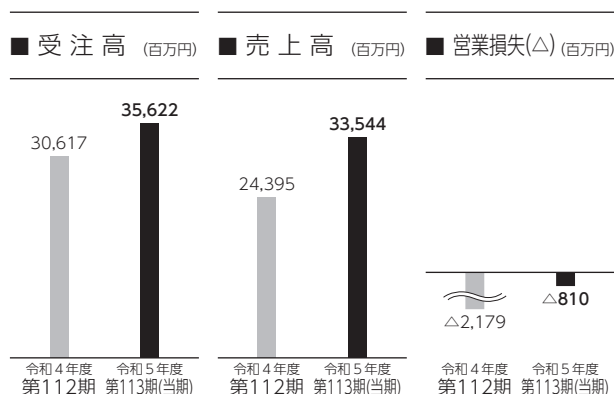
(前期比16.3%増)

**売上高 33,544百万円**

(前期比37.5%増)

**営業損失 810百万円**

(前期 営業損失2,179百万円)



#### (繊維機械事業)

繊維機械事業では、新型エアジェットルームの販売促進活動を展開しました。一昨年の12月にINDIA ITME2022、昨年の6月は国際繊維機械見本市 ITMA Milan 2023、11月にITMA ASIA+CITME2022に当社のエアジェットルームを出展し、高い評価をいただきました。展示会の効果もあり、期を通じインド市場を中心に多くの引合いをいただき、受注も増加しました。

ウォータージェットルームは、今後の経済の回復を睨んだ中国資本の投資案件が好調に推移し、大幅な受注の増加につながりました。

また産業資材分野への販促を強化し、エアバッグ用織機、炭素繊維用織機の受注につながりました。

この結果、受注高は35,622百万円（前期比16.3%増加）となり、売上高は、33,544百万円（前期比37.5%増加）となりました。損益面では、全市場において販売価格の改善、また原価低減活動を進め、第3四半期連結会計期間より大幅に収益を改善し、下期には黒字転換を果たしましたが、第2四半期連結累計期間までの損失を埋めるには至らず、営業損失は810百万円（前期 営業損失2,179百万円）となりました。

## <工作機械関連事業>

**受注高** 5,413百万円

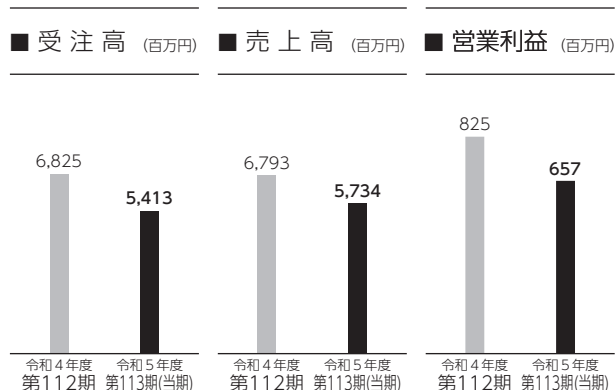
(前期比20.7%減)

**売上高** 5,734百万円

(前期比15.6%減)

**営業利益** 657百万円

(前期比20.3%減)



### (工作機械関連事業)

工作機械関連事業では、取り巻く環境は年間を通じ、厳しい状況が続きました。国内では自動車業界関連の設備投資意欲が低調のまま推移しました。また海外では当社主力市場の北米で、一時は自動車部品関連ユーザが投資を再開する動きがあったもののその決定に時間を費やしており、中国では小口の投資案件が散見されましたが内外市場ともに様子見の状況が続きました。インドやアセアン、トルコなどでは販売促進活動を強化し着実に成果を上げましたが、主力市場での落込みをカバーするまでには至りませんでした。このような状況の中、北米、ヨーロッパ、日本での展示会にて、EVに対応した新型傾斜NC円テーブルを出展し、販売促進を図りました。

この結果、受注高は5,413百万円（前期比20.7%減少）、売上高は5,734百万円（前期比15.6%減少）となりました。損益面では価格改善、原価低減を進めた効果が表れ、営業利益657百万円（前期比20.3%減少）となりました。

当企業グループの事業別の売上高及び受注高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 事業区分     | 売上高    | 受注高    |
|----------|--------|--------|
| 繊維機械事業   | 33,544 | 35,622 |
| 工作機械関連事業 | 5,734  | 5,413  |
| 合計       | 39,278 | 41,036 |

## (2) 対処すべき課題

世界経済は、原材料高騰、中国経済の低迷、ロシア・ウクライナ戦争や中東問題、欧米でのインフレなどの様々な、先行きの不透明感は続いております。

当企業グループは、企業価値の向上を実現するため、またステークホルダーの信頼回復に向けて、2024年から2026年をターゲットとした「中期経営計画2026」を策定し、スタートしております。

利益の追求とキャッシュ・フローの改善による財務基盤の立て直しを最重要課題とし、継続的に利益確保ができる事業体質の構築に注力してまいります。そのため、これまでの企業風土を変えていくとともに、組織体制を見直し活性化を進めます。また人的資本の充実を目指した人事制度改革、育成プログラムの再構築を図ります。

各事業部の活動として、繊維機械事業では将来の成長領域と位置付けている産業資材向け製品の販売を強化、新型エアジェットルームのラインナップ拡充および新型サイジングマシンの投入、エアジェットルームとウォータージェットルームのプラットフォーム化によるコストダウンを図ります。

工作機械関連事業ではNC円テーブルを中心とした既存製品の新興市場への販促展開、プラットフォーム化を活用し更なるリードタイムの短縮の実現、子会社、他部門との協業を加速させ、お客様の需要に応えた新たな製品の市場投入を図ります。

コンポジット機械事業では、JAXA（宇宙航空研究開発機構）等との宇宙・輸送関連の燃料タンクや製造設備の共同開発を進め、TRI事業では、親和性のある工作機械関連事業との連携を強化し、更なる拡販を図ります。インフラ用FRP材料については、ICC（革新複合材料研究開発センター）との共同開発を進めてまいります。

全事業部門で原価の予実管理を徹底し、原価低減を推し進めるとともに、適正価格への改善に継続的に取り組みます。また、各部門における課題の解決や生産・業務効率の向上を進めるため、全社的にDXに取り組み、収益性の向上を図ってまいります。また、中長期的な活動として、SDGsへ向けて全社共有化を図り、活動を加速させていきます。

当企業グループは、モノづくりを通して、持続可能な社会の形成と産業の発展に貢献しながら、業績の拡大と株主価値の向上を図ってまいります。

## (3) 設備投資の状況

当期におきましては、生産効率の向上、既存設備の劣化に伴う更新等を中心に設備投資を行っております。この結果、当期間中に実施した設備投資の総額は278百万円となりました。なお、これらに伴う資金は自己資金を充当しております。

## (4) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                       | 令和2年度<br>第110期 | 令和3年度<br>第111期 | 令和4年度<br>第112期 | 令和5年度<br>第113期(当期) |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 20,851         | 27,796         | 31,189         | 39,278             |
| 経常利益 (百万円)                | △4,688         | △3,605         | △2,583         | △1,295             |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (百万円) | △4,520         | △4,495         | △2,567         | △1,246             |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | △707.56        | △703.61        | △401.87        | △195.09            |
| 純資産 (百万円)                 | 9,296          | 5,252          | 3,164          | 2,115              |
| 総資産 (百万円)                 | 31,473         | 32,325         | 33,578         | 31,334             |

(注) 1. △印は、損失を示しています。

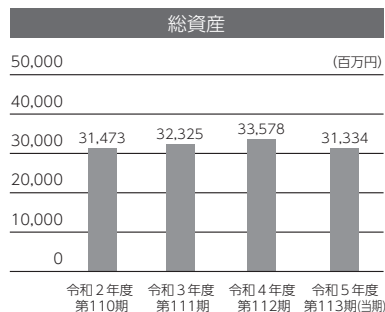
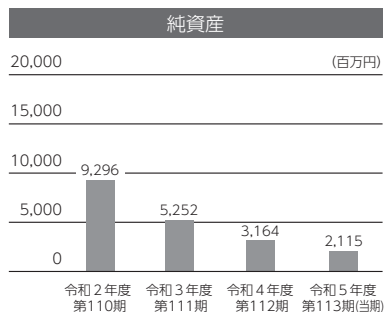
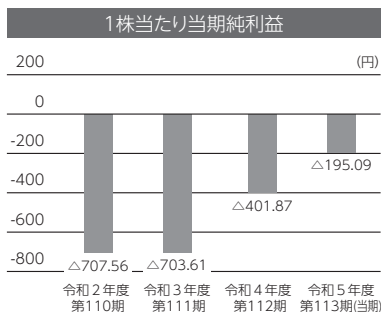
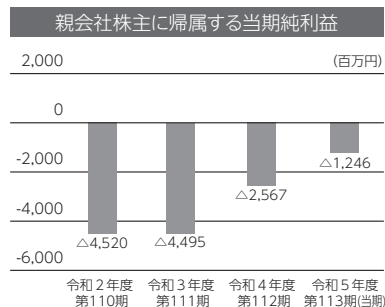
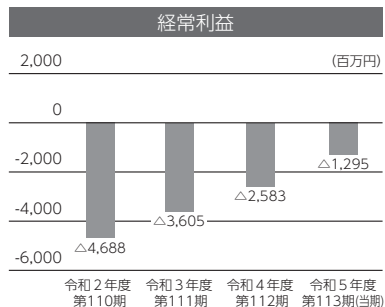
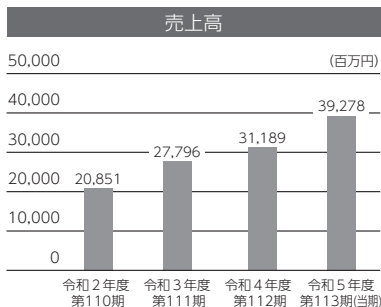
2. 第112期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しております。

(第110期) 第110期は、繊維機械事業、工作機械関連事業ともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市況悪化の影響を受け、大幅な損失計上を余儀なくされました。

(第111期) 第111期は、工作機械関連事業は利益を確保したものの、繊維機械事業では売上の水準は低く、また新型エアジェットルームの本格生産開始に伴う初期投資費用の増加等もあり、大幅な損失計上を余儀なくされました。

(第112期) 第112期は、工作機械関連事業は利益を確保したものの、繊維機械事業で生産・売上が低水準であったことに加え、原材料価格や海上輸送運賃等の急激な高騰に対し、販売価格への転嫁やコストダウン活動が追い付かず、大幅な損失計上を余儀なくされました。

(第113期) 第113期(当期)につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                    | 資本金                     | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                                |
|------------------------|-------------------------|--------------|----------------------------------------|
| 共和電機工業株式会社             | 50 <sup>百万円</sup>       | 100 %        | 電機製品、電気機械器具の<br>製造・販売                  |
| ツダコマ・ゼネラル・<br>サービス株式会社 | 30                      | 100          | 当社製品の梱包業務<br>当社構内の警備及び営繕業務<br>損害保険代理業務 |
| 株式会社T-Tech Japan       | 100                     | 51           | 製織用準備機械の販売                             |
| 津田駒機械設備（上海）有限公司        | 2,200 <sup>千米ドル</sup>   | 100          | 繊維機械の据付・アフターサービス                       |
| 津田駒機械製造（常熟）有限公司        | 103,390 <sup>千人民元</sup> | 100          | ウォータージェットルームの製造・販売                     |

(注) 1. 連結子会社は、上記の5社であります。

2. 津田駒機械製造（常熟）有限公司に対する議決権比率には、間接所有の議決権が含まれております。

### ③ 重要な関連会社の状況

| 会社名               | 資本金                     | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容         |
|-------------------|-------------------------|--------------|-----------------|
| 経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司 | 126,000 <sup>千人民元</sup> | 49 %         | エアジェットルームの製造・販売 |

(注) 1. 持分法適用会社は、上記の1社であります。

2. 経緯津田駒紡織機械（咸陽）有限公司は、令和2年9月30日開催の董事会において、解散を決議しており、現在同社は清算手続中であります。

当期の連結業績は、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## (7) 主要な事業内容

当企業グループは繊維機械、工作機械関連製品の製造・販売を主な事業としており、各事業の主要な製品は、次のとおりであります。

| 事業区分     | 主要製品                                                                                               |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 繊維機械事業   | 織機…エアジェットルーム、ウォータージェットルーム、レピアルーム<br>準備機…サイジングマシン、ビーマ、ワーパ、クリール<br>繊維機械部品・装置等<br>コンポジット機械…自動積層機、スリッタ |
| 工作機械関連事業 | 工作機械アタッチメント…NCロータリテーブル、マシンバイス、割出台<br>その他の機器…自動パレットチェンジャ                                            |

## (8) 主要な営業所及び工場

### ① 当社

| 名称    | 所在地               |
|-------|-------------------|
| 本社工場  | 石川県金沢市野町5丁目18番18号 |
| 野々市工場 | 石川県野々市市粟田5丁目100番地 |
| 松任工場  | 石川県白山市宮永市町500番    |

### ② 子会社

| 名称              | 所在地                  |
|-----------------|----------------------|
| 共和電機工業株式会社      | 石川県金沢市増泉4丁目8番16号     |
| 津田駒機械製造(常熟)有限公司 | 中国 江蘇省常熟市常福街道撫順路6号6棟 |

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数    | 前期末比増減  |
|---------|---------|
| 1,157 名 | 54 名 減少 |

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数    |       | 前期末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|---------|-------|---------|--------|--------|
| 男性      | 686 名 | 52 名 減少 | 46.1 歳 | 23.2 年 |
| 女性      | 89    | 11 減少   | 42.8   | 20.0   |
| 合計または平均 | 775   | 63 減少   | 45.7   | 22.9   |

(注) 上記の従業員数には、当社から他社への出向者等29名を除いております。

## (10) 主要な借入先及び借入額

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社北陸銀行     | 9,780 百万円 |
| 株式会社北國銀行     | 2,420     |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 380       |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,900,300株  
 (2) 発行済株式の総数 6,807,555株 (自己株式419,530株を含む。)  
 (3) 株主数 4,635名 (自己株式1名を含む。)  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                                                | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 津 田 駒 取 引 先 持 株 会                                                                    | 1,198,100 株 | 18.75 % |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)                                                    | 652,200     | 10.20   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                                                              | 280,757     | 4.39    |
| 株 式 会 社 北 陸 銀 行                                                                      | 258,021     | 4.03    |
| 株 式 会 社 北 國 銀 行                                                                      | 210,055     | 3.28    |
| ツ ダ コ マ 従 業 員 持 株 会                                                                  | 201,900     | 3.16    |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社                                                          | 177,503     | 2.77    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)                                          | 174,600     | 2.73    |
| 三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社                                                          | 142,800     | 2.23    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 北 陸 銀 行 口<br>再 信 託 受 託 者 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 | 50,000      | 0.78    |

(注) 1.上記のほか当社所有の自己株式419千株があります。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2.株式会社ポートフォリアから大量保有報告書により当社の株式を平成30年3月30日現在合計635千株(保有割合9.33%)保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位        | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                            |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 高 納 伸 宏 | TSUDAKOMA Europe s.r.l. 代表取締役<br>法務・コンプライアンス室担当                                                         |
| 取 締 役      | 山 田 茂 生 |                                                                                                         |
| 取 締 役      | 北 野 浩 司 | 管理部門統括総務部長<br>輸出管理室長<br>ふぁみーゆツダコマ株式会社 代表取締役                                                             |
| 取 締 役      | 寺 田 武 志 | 繊維機械事業統括<br>TSUDAKOMA SERVICE INDIA PRIVATE LIMITED 代表取締役<br>津田駒機械設備（上海）有限公司 董事長<br>津田駒機械製造（常熟）有限公司 董事長 |
| 取 締 役      | 大 河 哲 史 | 工作機械関連事業統括<br>工機販売部長<br>航空機部品推進室長<br>ツダコマテクノサポート株式会社 代表取締役                                              |
| 取 締 役      | 越 馬 進 治 |                                                                                                         |
| 取 締 役      | 潮 田 資 勝 |                                                                                                         |

| 地 位   | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                  |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 常勤監査役 | 長谷博史 | 共和電機工業株式会社 監査役<br>ツダコマ・ゼネラル・サービス株式会社 監査役<br>株式会社 T-Tech Japan 監査役<br>ツダコマテクノサポート株式会社 監査役<br>ふぁみーゆツダコマ株式会社 監査役 |
| 監査役   | 澁谷進  |                                                                                                               |
| 監査役   | 梶政隆  | カジナイロン株式会社 代表取締役社長<br>カジレーネ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社 梶製作所 代表取締役会長                                                  |

- (注) 1. 令和5年2月24日開催の第112回定時株主総会において、取締役到大河哲史氏が選任され、就任いたしました。
2. 令和5年2月24日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役松任宏幸氏、取締役坂井一仁氏、取締役大森充氏は任期満了により、退任いたしました。
3. 令和5年2月24日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって、常勤監査役 橋本 徹氏は辞任により、退任いたしました。
4. 当事業年度中に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

| 氏 名  | 新                                | 旧                                 | 異動年月日     |
|------|----------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 高納伸宏 | 代表取締役会長兼社長<br>法務・コンプライアンス<br>室担当 | 代表取締役会長 CEO                       | 令和5年4月13日 |
| 山田茂生 | 取締役                              | 代表取締役社長 COO<br>法務・コンプライアンス<br>室担当 | 令和5年4月13日 |

5. 取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 澁谷進氏及び梶政隆氏は、会社法第2条第16号及び会社法第335条第3項に定める社外監査役であります。
7. 取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏並びに監査役 澁谷進氏及び梶政隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
8. 社外取締役 潮田資勝氏は、令和5年12月10日に逝去され退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 越馬進治氏及び潮田資勝氏並びに社外監査役 澁谷進氏及び梶政隆氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。



### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟の損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者は取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分       | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |     | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------|-----------------|------------------|-----|-----------------------|
|           |                 | 固定報酬             | 賞与  |                       |
| 取 締 役     | 111             | 111              | —   | 10                    |
| (うち社外取締役) | (15)            | (15)             | (一) | (2)                   |
| 監 査 役     | 17              | 17               | —   | 4                     |
| (うち社外監査役) | (4)             | (4)              | (一) | (2)                   |
| 合 計       | 128             | 128              | —   | 14                    |
| (うち社外役員)  | (20)            | (20)             | (一) | (4)                   |

- (注) 1. 上記には、令和5年2月24日開催の第112回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名を含めております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
3. 業績連動報酬及び非金銭報酬は該当ありません。
4. 取締役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額30百万円（但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は13名であります。
5. 監査役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額5百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、令和2年2月26日開催の取締役会において、取締役の報酬の決定に関する方針（以下、決定方針という。）を決議しております。決定方針の内容は、次のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役報酬は、月例の固定報酬と賞与により構成します。月例の固定報酬は、株主総会における報酬限度額（月額）の決議に基づき、業績、各取締役の職責および成果、中長期的な業績等を反映した金額とします。賞与は、当期の業績および配当、中長期的な業績等を勘案し、その総額を株主総会に上程します。報酬の決定に当たっては、代表取締役が原案を作成し、人事担当取締役と協議し、決定します。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定については、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役へ一任することとしております。現在は、代表取締役会長兼社長 法務・コンプライアンス室担当 高納伸宏がこれを行っております。

決定権限の委任においては、当社業績を総合的かつ俯瞰的に検討し、各取締役の評価を行う上で、代表取締役が適任であると判断したためであります。

また、その決定においては、代表取締役に加え、人事担当取締役との協議を経ていることから、取締役会は、報酬の内容の決定について客観性が保たれており、その内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員等に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分   | 氏 名   | 重要な兼職の状況                                                    |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 梶 政 隆 | カジナイロン株式会社 代表取締役社長<br>カジレーネ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社梶製作所 代表取締役会長 |

(注) 当社はカジレーネ株式会社に当社製品の販売を行っております。また株式会社梶製作所に当社製品の部品加工等の委託を行っております。なお、当社はカジナイロン株式会社との取引はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                        |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 越 馬 進 治 | 当事業年度に開催の取締役会7回の全てに出席し、必要に応じ豊富な業務経験に基づき発言を行うなど、取締役会の意思決定に関して適切なご意見をいただいております。      |
| 取 締 役 | 潮 田 資 勝 | 当事業年度に開催の取締役会7回のうち3回に出席し、必要に応じ大学教授としての見識に基づき発言を行うなど、取締役会の意思決定に関して適切なご意見をいただいております。 |
| 監 査 役 | 澁 谷 進   | 当事業年度に開催の取締役会7回の全て及び監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ豊富な会社経営の経験に基づき発言しました。                       |
| 監 査 役 | 梶 政 隆   | 当事業年度に開催の取締役会7回の全て及び監査役会7回の全てに出席し、必要に応じ豊富な会社経営の経験に基づき発言しました。                       |

(注) 社外取締役 潮田資勝氏は、令和5年12月10日に逝去され退任いたしました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額            | 29百万円 |
| ② 当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、その適切性、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「法令にもとづく賦課金の減免申請のために提出が必要となる公認会計士等による合意された手続の実施結果の報告書の提出」に対し1百万円を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する、当社取締役会決議の内容は次のとおりであります。

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守と透明性の高い職務執行を企業活動の基本とする。
- (イ) 「取締役会規則」において、重要な意思決定並びに業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会において決定する。
- (ウ) 当社は、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、取締役及び執行役員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行なうとともに、相互監視を行なう。
- (エ) 法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
- (オ) 当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行並びに意思決定に係る文書並びに情報は、文書管理規定のほか社内規定を整備し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できる。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (ア) リスク管理基本規定に基づき、事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行なう。
- (イ) 全社的なリスクの監視及び全社的対応は総務部が行なう。
- (ウ) 各事業・業務部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となり規定の整備及び徹底、必要な教育を行なう。
- (エ) 取締役、執行役員並びに各部門長は、各々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは速やかに代表取締役に報告する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- (ア) 当社は執行役員制度を採用し、代表取締役の業務執行を分担、補佐する。
  - (イ) 経営計画及び年度計画を実行するため、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、職務分掌規定に基づき意思決定、業務執行を分担する。
- ⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は、「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守の方針を明記し、当社グループの従業員が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。
  - (イ) 総務担当取締役がCSR推進責任者となり、啓蒙活動、教育を実施する。
  - (ウ) 法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
  - (エ) 法務・コンプライアンス室を設置し、当社の活動に関わる法令の遵守と適正な管理・運用体制の強化を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の代表者は各子会社の業務の執行状況について、毎月、当社の代表取締役に報告する。
  - (イ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制  
当社グループに適用されるリスク管理基本規定に基づき、当社及び子会社が連携して事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行なう。
  - (ウ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制  
当社グループの経営計画に基づく子会社の業務の執行状況等の報告を受け、グループ全体の経営資源の配分等の検討・指示を行なう。
  - (エ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社グループに適用される「ツダコマ倫理規範」を定め、法令遵守の方針を明記し、子会社の取締役等及び使用人が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。

- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項  
監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役室に置く。
- ⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人の異動に関する事項は、監査役会と人事担当取締役が事前に協議する。
- ⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、その職務にあたっては、監査役の指示に関して取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑩ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制  
(ア) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には速やかに監査役に報告しなければならない。  
(イ) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、監査役のために応じて会社の業務執行状況を報告する。
- ⑪ 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、当社の監査役へ報告を行なった者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なわない。
- ⑫ 当社の監査役は、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求を当社にしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑬ その他当社の監査役は、監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
監査役は、取締役会、経営会議のほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査役は情報交換、意見交換を行なう。



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行ない、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて、社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会、経営会議等の社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

法務・コンプライアンス室は、当社の活動に関わる法令の遵守と適正な管理・運用体制の強化を図るとともに、定期的に内部監査を実施し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っております。

## 連結貸借対照表

単位：百万円

| 科 目         | 当 期<br>令和5年11月30日現在 | 前 期<br>(ご参考)<br>令和4年11月30日現在 | 科 目                | 当 期<br>令和5年11月30日現在 | 前 期<br>(ご参考)<br>令和4年11月30日現在 |
|-------------|---------------------|------------------------------|--------------------|---------------------|------------------------------|
| <b>資産の部</b> |                     |                              | <b>負債の部</b>        |                     |                              |
| <b>流動資産</b> | <b>19,793</b>       | <b>21,648</b>                | <b>流動負債</b>        | <b>21,187</b>       | <b>23,095</b>                |
| 現金及び預金      | 2,574               | 3,520                        | 支払手形及び買掛金          | 3,434               | 4,106                        |
| 受取手形及び売掛金   | 8,062               | 7,276                        | 短期借入金              | 10,090              | 10,733                       |
| 棚卸資産        | 8,563               | 10,172                       | 未払法人税等             | 109                 | 90                           |
| その他         | 603                 | 690                          | 未払金                | 5,320               | 5,393                        |
| 貸倒引当金       | △10                 | △10                          | 契約負債               | 1,001               | 1,560                        |
| <b>固定資産</b> | <b>11,541</b>       | <b>11,930</b>                | 受注損失引当金            | 18                  | 208                          |
| 有形固定資産      | 7,779               | 8,396                        | 製品保証引当金            | 58                  | 67                           |
| 建物及び構築物     | 2,169               | 2,331                        | その他                | 1,152               | 934                          |
| 機械装置及び運搬具   | 1,594               | 1,960                        | <b>固定負債</b>        | <b>8,031</b>        | <b>7,319</b>                 |
| 土地          | 3,826               | 3,826                        | 長期借入金              | 3,333               | 2,563                        |
| 建設仮勘定       | 17                  | 2                            | 環境対策引当金            | 43                  | 48                           |
| その他         | 172                 | 275                          | 退職給付に係る負債          | 3,826               | 4,088                        |
| 無形固定資産      | 302                 | 468                          | 繰延税金負債             | 827                 | 620                          |
| ソフトウェア      | 267                 | 428                          | <b>負債合計</b>        | <b>29,218</b>       | <b>30,414</b>                |
| その他         | 35                  | 39                           | <b>純資産の部</b>       |                     |                              |
| 投資その他の資産    | 3,459               | 3,065                        | <b>株主資本</b>        | <b>793</b>          | <b>2,039</b>                 |
| 投資有価証券      | 917                 | 1,102                        | 資本金                | 12,316              | 12,316                       |
| 繰延税金資産      | 17                  | 14                           | 資本剰余金              | 2,434               | 2,434                        |
| 退職給付に係る資産   | 2,224               | 1,562                        | 利益剰余金              | △12,714             | △11,468                      |
| その他         | 1,024               | 1,109                        | 自己株式               | △1,243              | △1,243                       |
| 貸倒引当金       | △724                | △724                         | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,194</b>        | <b>1,007</b>                 |
| <b>資産合計</b> | <b>31,334</b>       | <b>33,578</b>                | その他有価証券評価差額金       | 335                 | 324                          |
|             |                     |                              | 繰延ヘッジ損益            | -                   | △0                           |
|             |                     |                              | 為替換算調整勘定           | 293                 | 471                          |
|             |                     |                              | 退職給付に係る調整累計額       | 565                 | 211                          |
|             |                     |                              | <b>非支配株主持分</b>     | <b>127</b>          | <b>116</b>                   |
|             |                     |                              | <b>純資産合計</b>       | <b>2,115</b>        | <b>3,164</b>                 |
|             |                     |                              | <b>負債純資産合計</b>     | <b>31,334</b>       | <b>33,578</b>                |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

単位：百万円

| 科 目                | 当 期                     | 前 期                              |
|--------------------|-------------------------|----------------------------------|
|                    | 令和4年12月1日から令和5年11月30日まで | (ご参考)<br>令和3年12月1日から令和4年11月30日まで |
| 売上高                | 39,278                  | 31,189                           |
| 売上原価               | 34,344                  | 27,939                           |
| 売上総利益              | 4,933                   | 3,249                            |
| 販売費及び一般管理費         | 6,150                   | 5,746                            |
| 営業損失(△)            | △1,216                  | △2,497                           |
| 営業外収益              | 113                     | 122                              |
| 受取利息及び受取配当金        | 29                      | 36                               |
| 為替差益               | 19                      | 20                               |
| 補助金の収入             | 20                      | 27                               |
| その他                | 44                      | 38                               |
| 営業外費用              | 192                     | 208                              |
| 支払利息               | 187                     | 155                              |
| 支払手数料              | 3                       | 50                               |
| その他                | 1                       | 2                                |
| 経常損失(△)            | △1,295                  | △2,583                           |
| 特別利益               | 206                     | 315                              |
| 固定資産売却益            | 2                       | —                                |
| 投資有価証券売却益          | 204                     | 315                              |
| 特別損失               | 3                       | 170                              |
| 固定資産処分損            | 3                       | 0                                |
| 退職特別加算金            | —                       | 170                              |
| 税金等調整前当期純損失(△)     | △1,092                  | △2,437                           |
| 法人税、住民税及び事業税       | 34                      | 34                               |
| 法人税等調整額            | 107                     | 90                               |
| 当期純損失(△)           | △1,235                  | △2,562                           |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 11                      | 4                                |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △1,246                  | △2,567                           |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 貸借対照表

単位：百万円

| 科 目         | 前 期<br>(ご参考)        |               | 科 目             | 前 期<br>(ご参考)        |               |
|-------------|---------------------|---------------|-----------------|---------------------|---------------|
|             | 当 期<br>令和5年11月30日現在 | 令和4年11月30日現在  |                 | 当 期<br>令和5年11月30日現在 | 令和4年11月30日現在  |
| <b>資産の部</b> |                     |               | <b>負債の部</b>     |                     |               |
| <b>流動資産</b> | <b>16,159</b>       | <b>17,775</b> | <b>流動負債</b>     | <b>18,767</b>       | <b>20,711</b> |
| 現金及び預金      | 1,631               | 3,259         | 支払手形            | 374                 | 416           |
| 受取手形        | 1,014               | 776           | 買掛金             | 2,254               | 2,741         |
| 売掛金         | 7,156               | 6,174         | 短期借入金           | 8,980               | 9,730         |
| 製品          | 3,930               | 4,710         | 未払金             | 5,247               | 5,375         |
| 仕掛品         | 664                 | 665           | 未払費用            | 804                 | 622           |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,541               | 1,723         | 未払法人税等          | 76                  | 73            |
| 前払費用        | 18                  | 57            | 契約負債            | 840                 | 1,372         |
| その他         | 1,306               | 1,232         | 預り金             | 105                 | 101           |
| 貸倒引当金       | △1,105              | △823          | 受注損失引当金         | 18                  | 208           |
| <b>固定資産</b> | <b>10,846</b>       | <b>11,515</b> | 製品保証引当金         | 58                  | 67            |
| 有形固定資産      | 6,617               | 7,191         | その他             | 7                   | 0             |
| 建物          | 1,778               | 1,922         | <b>固定負債</b>     | <b>6,976</b>        | <b>6,137</b>  |
| 構築物         | 45                  | 43            | 長期借入金           | 3,150               | 2,280         |
| 機械及び装置      | 1,493               | 1,834         | 退職給付引当金         | 3,307               | 3,441         |
| 車両運搬具       | 8                   | 12            | 環境対策引当金         | 43                  | 48            |
| 工具、器具及び備品   | 155                 | 257           | 繰延税金負債          | 475                 | 368           |
| 土地          | 3,118               | 3,118         | <b>負債合計</b>     | <b>25,744</b>       | <b>26,849</b> |
| 建設仮勘定       | 17                  | 2             | <b>純資産の部</b>    |                     |               |
| 無形固定資産      | 263                 | 427           | <b>株主資本</b>     | <b>945</b>          | <b>2,125</b>  |
| ソフトウェア      | 255                 | 416           | 資本金             | 12,316              | 12,316        |
| その他         | 7                   | 11            | 資本剰余金           | 1,655               | 1,655         |
| 投資その他の資産    | 3,965               | 3,895         | 資本準備金           | 500                 | 500           |
| 投資有価証券      | 781                 | 984           | その他資本剰余金        | 1,155               | 1,155         |
| 関係会社株式      | 1,832               | 1,832         | 利益剰余金           | △11,783             | △10,603       |
| 前払年金費用      | 1,103               | 753           | その他利益剰余金        | △11,783             | △10,603       |
| その他         | 970                 | 1,048         | 繰越利益剰余金         | △11,783             | △10,603       |
| 貸倒引当金       | △722                | △722          | 自己株式            | △1,243              | △1,243        |
| <b>資産合計</b> | <b>27,006</b>       | <b>29,290</b> | <b>評価・換算差額等</b> | <b>316</b>          | <b>315</b>    |
|             |                     |               | その他有価証券評価差額金    | 316                 | 316           |
|             |                     |               | 繰延ヘッジ損益         | -                   | △0            |
|             |                     |               | <b>純資産合計</b>    | <b>1,262</b>        | <b>2,441</b>  |
|             |                     |               | <b>負債純資産合計</b>  | <b>27,006</b>       | <b>29,290</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

単位：百万円

| 科 目                   | 当 期<br>令和4年12月1日から令和5年11月30日まで | 前 期<br>(ご参考)<br>令和3年12月1日から令和4年11月30日まで |
|-----------------------|--------------------------------|-----------------------------------------|
| 売 上 高                 | 35,340                         | 27,573                                  |
| 売 上 原 価               | 31,116                         | 25,191                                  |
| 売 上 総 利 益             | 4,223                          | 2,382                                   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 5,409                          | 4,934                                   |
| 営 業 損 失 (△)           | △1,185                         | △2,552                                  |
| 営 業 外 収 益             | 350                            | 761                                     |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 54                             | 61                                      |
| 為 替 差 益               | 248                            | 647                                     |
| そ の 他                 | 47                             | 52                                      |
| 営 業 外 費 用             | 430                            | 502                                     |
| 支 払 利 息               | 145                            | 125                                     |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 281                            | 324                                     |
| そ の 他                 | 3                              | 53                                      |
| 経 常 損 失 (△)           | △1,265                         | △2,294                                  |
| 特 別 利 益               | 206                            | 315                                     |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 2                              | —                                       |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 204                            | 315                                     |
| 特 別 損 失               | 1                              | 170                                     |
| 固 定 資 産 処 分 損 金       | 1                              | 0                                       |
| 退 職 特 別 加 算 金         | —                              | 170                                     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   | △1,060                         | △2,148                                  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 12                             | 12                                      |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 106                            | 95                                      |
| 当 期 純 損 失 (△)         | △1,179                         | △2,256                                  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

令和6年1月26日

津田駒工業株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 三 木 崇 央  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 山 孝 一  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和4年12月1日から令和5年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、津田駒工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和元年11月期以降継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、当連結会計年度においても、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況であること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 独立監査人の監査報告書

令和6年1月26日

津田駒工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三木 崇 央  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中山 孝 一  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、津田駒工業株式会社の令和4年12月1日から令和5年11月30日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和元年11月期以降継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、当事業年度においても、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している状況であること等から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年12月1日から令和5年11月30日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年1月30日

津田駒工業株式会社 監査役会

常勤監査役 長 谷 博 史

監 査 役 澁 谷 進

監 査 役 梶 政 隆

(注) 監査役 澁谷 進及び梶 政隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



会場外観



会 場：石川県金沢市野町5丁目18番18号  
 津田駒工業株式会社 本社 6階 大会議室  
 電 話：(076) 242-1110

## 交通のご案内

金沢駅からタクシーで…………… 約20分  
 金沢駅から北鉄バスで…………… 約25分  
 ※金沢駅兼六園口（東口）9番バスのりばから乗車、「野町」停留所下車徒歩5分程度です。  
 金沢西ICから（北陸自動車道）…… 約20分  
 ※野町三丁目の交差点を野町駅方向にお曲がりください。  
 ※カーナビによっては、当社の正門以外へ誘導する場合がございますので、目的地設定を「野町駅」（石川線）としてください。